

## 高崎市高松町県有地貸付に係る仕様書

### 1 総則

本仕様書の対象は「高崎市高松町県有地貸付に係る一般競争入札実施要領(以下「要領」という。)」に記載する物件とし、賃借人は、自らの責任と負担において、平面駐車場の設計、整備、運営及び維持管理等を行うものとする。

### 2 貸付条件

#### (1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ただし、貸付期間満了後、県において引き続き当該土地を貸し付ける必要があると認める場合には、県と賃借人との協議により、1年を超えない範囲で貸付期間を更新することができる。

#### (2) 用途の指定

平面駐車場に限定するものとする。

なお、時間貸駐車場、月極駐車場、カーシェアリング等、駐車場としての具体的な運営形態は問わない。

### 3 賃貸借物件の引渡し

(1) 入札公告開始時点において、貸付物件の南側の一部にがれき類等の産業廃棄物が残置されているが、当該産業廃棄物は貸付期間開始前までに、県の負担により撤去を行うものとする。

(2) 前号に定めるものを除き、貸付物件は、現状有姿により引き渡すものとする。  
このため、入札参加者は、現地において現況等を十分に確認の上、入札に参加すること。

### 4 法令等の遵守

賃借人は、駐車場法（昭和32年法律第106号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年9月18日条例第33号）、前橋市屋外広告物条例（平成20年12月12日条例第47号）等の関係法令の規制対象となる場合には、これら関係法令を遵守するとともに、届出等を要する場合は賃借人の負担において行うこと。

### 5 禁止事項

(1) 物件を転貸することや賃借権を譲渡することは禁止する。また、賃借権を担保にすることも禁止する。ただし、賃借人と駐車場利用者との駐車場利用契約（平面駐

車場としての運営)はできるものとする。

- (2) 車庫証明はできないものとする。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)  
第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできないものとする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動の用に供することはできないものとする。
- (5) その他県有地の利用にふさわしくないと県が認める利用目的及び利用形態に供することはできないものとする。

## 6 事業計画書の作成

賃借人は、契約締結後、賃貸借期間の開始前までに次の事項が記載された事業計画書を県へ提出し、承認を得ること。事業計画の内容を変更する場合も同様とする。

- (1) 駐車場の配置
  - ア 区画の配置
  - イ 駐車場事業に必要な看板、満空表示、発券機及び精算機等(以下「設置機器等」という。)の配置
- (2) 駐車場の設置機器等
  - ア 設置機器等のデザインや表示内容、大きさがわかる図面又は写真
  - イ 駐車場利用者(以下「利用者」という。)の操作を必要とする設備機器等の操作マニュアル
  - ウ 設備機器等に係る電気配線
- (3) 駐車場の設備機器等の点検内容・頻度
- (4) 賃借人の組織体制について
  - ア 組織体制図(管理業務の一部を委託する場合は、その委託先と業務内容も記載すること。)
  - イ 業務責任
  - ウ 駐車場内における事故、駐車場に関する苦情及び設備機器等の故障(以下「トラブル等」という。)発生時の対応窓口とその連絡先
- (5) 駐車場の時間帯別料金及び1日最大料金等
- (6) 駐車場の設備機器等の設置工事日程及び施工方法
- (7) その他必要な事項

## 7 賃借人における駐車場の整備工事

賃借人における駐車場の整備工事(区画線や精算機の整備等)は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 整備内容、施工について事前に県と協議を行うこと。
- (2) 現状、本件土地には電気設備は設置されていない。なお、電気の引込みは可能であるが、当該引込み工事に係る費用は、賃借人の負担とする。
- (3) 駐車場の整備工事に当たっては、生け垣、塀等の撤去は、原則として行わないこと。
- (4) 必要に応じて、区画線を整備すること。
- (5) 時間貸駐車場とする場合は、精算機を設置すること。
- (6) 駐車場内の安全確保のため、利用状況及び周辺環境を踏まえ、必要に応じて夜間照明設備その他これに代わる安全確保措置を講ずること。
- (7) 敷地外から容易に視認できる箇所に、賃借人の住所、氏名、連絡先電話番号、料金その他利用条件を記載した掲示物を設置すること。
- (8) 自動販売機を設置する場合には事前に県と協議を行うこと。
- (9) 賃借人における駐車場の整備工事（区画線、精算機の整備等）は、原則的に本仕様書2（1）記載の貸付期間内において実施するものとする。ただし、賃借人が希望する場合には、県と協議の上で、駐車場の整備工事に最低限必要な期間の県有財産賃貸借契約を別途締結することができるものとする。なお、当該期間における賃貸借料については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を、日割で計算したものとする。また、賃貸借期間は1か月未満とする。

## 8 駐車場の運営

- (1) 駐車場の維持管理及び清掃等は、賃借人の負担において実施すること。また、維持管理について、県の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- (2) 駐車場の管理運営に係る消耗品、機器等の保守点検その他必要となる一切の経費については、賃借人の負担とする。
- (3) 駐車場の管理運営に伴って発生するトラブル及び利用者・近隣住民等からの苦情等の対応は賃借人において対応すること。
- (4) 放置車両及び廃棄物等の不法投棄その他これらに類する事案については賃借人において対応すること。
- (5) 近隣におけるイベント等の開催に伴い、駐車場の全部又は一部を貸切利用とする場合には、利用料金を設定の上、対応ができるものとする。なお、当該貸切利用への対応の可否及びその条件については、賃借人の判断によるものとする。

## 9 原状回復

- (1) 賃借人は、物件を県に返還するとき、又は契約解除の通知を受けたときは、賃借人の負担において物件を原状回復しなければならない。ただし、県が適当と認め

たときはこの限りでない。

- (2) 貸借人における原状回復工事は、原則的に本仕様書2(1)記載の貸付期間内において実施するものとする。ただし、貸借人が希望する場合には、県と協議の上で、原状回復工事に最低限必要な期間の県有財産賃貸借契約を別途締結することができるものとする。なお、当該期間における賃貸借料については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を、日割で計算したものとする。また、賃貸借期間は1か月未満とする。

## 10 賃貸借料の支払い

- (1) 貸借人は、各年度ごとに賃貸借料の年額を県が発行する納入通知書により一括して支払うものとする。
- (2) 支払期限は各年度の4月末日とする。

## 11 電力

- (1) 本仕様書7(2)に記載のとおり、電気の引込み工事は、貸借人の負担において実施するものとする。
- (2) 電気の利用に係る契約については、貸借人の名義により締結するものとする。

## 12 利用状況の報告

貸借人は、6カ月ごとに駐車場の利用状況（日別・時間帯別等）を県へ報告するものとする。

## 13 その他

- (1) 物件引渡し後のアスファルト舗装の補修等については県では対応しない。貸付期間中に補修等が必要になる場合は、県と協議の上で、貸借人において実施すること。
- (2) 要領及び本仕様書と現況が異なる場合、現況が優先する。貸借人は、面積その他要領及び本仕様書に記載した事項について、現況と一致しないことが発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は賃貸借料の減額を請求することはできない。